

一般財団法人河川情報センターにおける公的研究費の不正防止計画

令和5年8月

一般財団法人河川情報センター（以下「センター」という。）は、平成19年2月15日文科科学大臣決定による「研究期間における公的研究費の管理・運営監査のガイドライン」を踏まえ、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、不正防止計画を下記のとおり策定し、取り組む。

不正防止計画

実施事項	具体的な取組事項
○ ルールの明確化・統一化	・ 規程を整備し、コンプライアンス・研究不正防止について周知する。
○ コンプライアンスの意識の向上	・ コンプライアンス講習会等を通じて法令順守の意識向上を図る。講習会を職員に受講させ、受講状況について管理監督する。
○ 計画的な経費の執行	・ 職員等は、研究計画と執行状況を把握し連携を密にして計画的な執行を行う。
○ 発注及び検収体制の整備	・ 発注者及び検収担当者は、連携を密にし検収担当者が検収を行う。
○ 適正な運営・管理のための方策	・ 公的研究費による研究の運営・管理に関わる職員等には誓約書の提出を求め、不正を行った場合には就業規則に基づき処分を受けることを伝える。また主な取引業者に不正防止に関する誓約書の提出を求める。
○ 換金性の高い物品についての適切な管理	・ 内部規程に基づき、適正に管理する。
○ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	・ 不正防止の具体的な要因を把握するため、監査結果の活用・職員からの情報提供等に基づき、防止策を検討し、適宜、不正防止計画に追加する。
○ 通報窓口	・ 不正防止の取組について公表する。また、通報窓口をホームページ上に掲載する。

※ 公的研究費とは競争的資金（戦略的イノベーション創造プログラム・研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム）のことをいう。